

中国風険消息＜中国関連リスク情報＞5月号

※中国語で「風険」はリスク、「消息」は情報・ニュースの意味です。

<2013 No.1>

「中国風険消息＜中国関連リスク情報＞」は、中国に拠点をお持ちの企業の皆様にお届けするリスク情報誌です。中国における種々のリスク（火災等の事故、自然災害、法令違反、情報漏えい、労務リスク等）について、時節に応じた話題や、社会の関心が高いトピックを取り上げて解説しています。

（発行者注：本稿は、中国の弁護士である舒雯氏および全永杰氏にご寄稿頂いています。）

【特別寄稿】中国での事業運営に関するリスクマネジメント（全3回シリーズ） ～ 第3回 清算手続の注意点 ～

本シリーズは、中国での事業運営における①「進出」、②「経営」、③「撤退」、の3つのフェーズに関するリスクマネジメントについて、2013年1月号から3回に分けて掲載しています。第1回目では、「中国進出時における事業場所の確保について」をテーマに、第2回目は、「企業財産の保護について」をテーマに、それぞれ当事務所が直近1～2年に携わった事例を中心にご紹介しました。詳しくは、それぞれ1月号と2月号をご参照ください。

第3回目は、③「撤退」のフェーズに関するリスクマネジメントがテーマです。撤退というのはなかなか難しい作業で、実際には設立よりも遥かに労力とコストがかかります。また一口に撤退といっても、様々なパターンがあります。本稿では、最も煩雑な会社清算のリスクマネジメントについて、ポイントを絞ってご紹介します。

1. 会社清算検討時の留意点

筆者の経験上、以下に挙げる6点については特に問題が起りやすく、清算を検討する際には、特にこれらについて十分な検討を行っておくことが大切です。特に2)以降の留意点については高額な費用が生じる可能性もあり、場合によっては清算時期の再検討や清算準備期間の長期化、あるいは清算以外の撤退方法を検討することも必要になってくるでしょう。

1) 事前審査認可	清算実施に当局の事前審査認可が必要な場合がある。
2) 優遇政策	優遇政策によって受けた補助金、税金控除分等の返還が必要になる場合がある。
3) 賃貸借関係	オフィス等の中途解約により残存家賃や違約金の支払いが必要になる場合がある。
4) 従業員	従業員との労働契約の解除・終了による経済補償金が高額になる場合がある。
5) 免税設備	免税輸入設備の関税追徴が必要になる場合がある。
6) 税務登記抹消	税務監査が長期に渡る場合がある。

以下に各留意点について説明いたします。

1) 事前審査認可について

会社清算の実施に当たって、当局の事前審査認可が必要な場合があります。

経営期限の満期終了（注：中国では会社の永続を想定しておらず、定款及び営業許可書に経営期限〇年と明記してあります。）という事由により清算を開始する場合においては、審査認可機関の事前審

査認可を受ける必要はありません。外商投資企業が自ら清算委員会を設置し、清算を開始することができます。一方で、株主総会または董事会で解散決議が可決された任意解散の場合、事前許認可が必要かどうかについては明確な法律・法規の定めがありません。ただし、定款に規定されているその他の事由により清算を開始する場合は、審査認可機関の事前審査認可を受ける必要があると定められています。また、ここでは省略しますが、その他の場合でも、事前審査認可が必要な場合があります。

2) 優遇政策について

会社の進出時に地方政府等から税制上の優遇政策や補助金を受けていることがよくあります。例えば、土地使用权を購入して会社（工場）を設立するケース（1月号で取り上げたようなケース）では、地元政府から補助金という形で土地使用料の約50%の払い戻しを受けています。また企業所得税、増値税等についても一定年数の還付を受けることになっています。ただし、一定年数以上（一般的には10年以上）この会社を存続させることがこれら優遇政策を受ける条件となっています。その理由は明快で、自治体には企業を誘致することによる①雇用創出、②税収増加という目的があるのです。自治体にとって最初の数年間は税金の還付、さらには土地購入代の補助と、出費ばかりです。従ってこれらの費用を、税金の還付期間終了後に徴収する税金で補填しなければなりません。外資系企業の経営年数は一般的に10年以上ですので、満期で解散する場合には特に問題ありません。問題になるのは途中で清算する場合です。日本企業では人事異動が頻繁にあるため、会社清算時に設立時の担当者がすでにいない可能性も高いです。この場合、過去に還付を受けていることを担当者が認識しておらず、地元政府に指摘されて初めて気づくケースもあります。また、製造業（工場）だけでなく、非製造業でも一部優遇税制を受けています。例えば上海市では多国籍企業の地域本部として設立されている統括会社は家賃補助等を受けています。ほかにも自治体によって様々な優遇措置があります。

優遇政策については、必ず事前に確認することをお勧めします。還付を受けていた税金を全額払い戻すことになると、かなりの金額となります。場合によっては清算を中断せざるを得ない事態に陥る恐れもあります。事前審査認可を必要とする場合では、この問題を解決しないと許可が下りない可能性があります。

3) 賃貸借関係について

清算するに当たっては、様々な契約を解除し、債権を回収し、債務を弁済しなければなりません。中でも、当事務所の経験上、日本企業が見落としがちな賃貸借契約について触れたいと思います。

非製造業の貿易会社等は一般的にオフィスをレンタルしているため、清算を行う場合は賃貸借契約の期限満了直前にするとよいでしょう。途中解約の場合、交渉が難航することがあるためです。オフィスの賃貸借契約では、途中解約の条件が厳しくなっているケースが多くあります。残りの契約期間の家賃を全額払わなければならないといった規定を定めている契約も少なくありません。また、気をつけていただきたいのは、現時点では一部の地域を除き、中国では1つの住所に1つの会社しか登記できないということです。清算に当たって賃貸借契約を解除してオフィスから退去しても、営業許可書の抹消登記をしていないと、次に入る新しい会社がこのオフィスの住所で登記することができません。オフィスの大家はこれによって損失を被る可能性があるため、営業許可書の抹消登記を行い登記上の住所を空けておかないと、オフィスの大家から損害賠償を請求される可能性もあります。

レンタル工場の場合でも上記と同様のリスクがあります。土地使用权を取得して自社で建物を建てたケースでは、撤退する場合にはその土地使用权を譲渡しなければなりません。譲渡するには許認可手続が必要ですので、これも事前に確認しなければなりません。

4) 従業員について

会社を清算する場合、実際に最も複雑な問題は労務問題だと考えられます。「え？労務問題？会社を清算するのだから、簡単な話ではないか」と思われるかもしれませんが、しかし、実際には多くの複雑

な問題があります。例えば中国では日系企業がよく利用している雇用形態が2種類あります。1つは日本という正社員（直接雇用）、もう1つは派遣社員（間接雇用）です。以下に直接雇用の場合と間接雇用の場合に分けてポイントを解説します。

(1) 直接雇用の場合

会社の清算は、労働契約の法定終了事由に当たります。従って、清算する場合、労働契約は自動的に終了します。ただし、2008年1月1日の労働契約法施行に伴い、労働契約終了の場合であっても経済補償金を支払う必要があるようになりました。この経済補償金は日本の退職金とは異なり、法定の経済補償金です。つまり、法律によって支払う基準が以下の通り定められています。

<2008年1月1日以降の経済補償金計算基準>

勤務年数満1年ごとに : 1か月分の給料
勤務年数 6か月以上、1年未満 : 1か月分の給料
勤務年数 6か月未満 : 0.5か月分の給料

※給料は労働契約終了日から過去12か月間の本人税前平均月賃金である。なお、給料にはボーナス、歩合、コミッションといった金銭的收入を全て含むが、残業代は含まない。

ただし、経済補償金の月額はその地域の前年度の社会平均月賃金の3倍までという上限額があります。つまり、本人の税前平均月賃金がこの上限額を超えた場合、同上限額が基準月額になります。

■上海市における2013年経済補償金上限額：14,076元

上海市の前年度（2012年）社会平均月賃金：4,692元（2013年3月25日発表）

2013年の経済補償金上限額：4,692元×3倍=14,076元

ここまで読むと、2008年1月1日から起算し、かつ上限額もあるので、大した問題ではないのではないかとされるかもしれませんが、しかし、2008年以前の部分も支払わなければならない場合があります。一部の地方自治体では2008年以前にすでに労働条例等の地方立法によって労働契約終了時に経済補償金を支払う必要があると定めている場合があるためです。このため、地域によっては2008年以前の勤務年数に関しても支払う必要があり、事前に確認しないまま進めると大変な問題になる恐れがあります。ちなみに上海市では2008年以前の勤務年数に関しても、1年につき1か月の経済保証金を支払う必要があります。気をつけていただきたいのは、2008年以前の部分について、経済補償金の支払い月数については12か月分という上限があるものの、支払いの基準となる賃金については上限額がないということです。そのため給料が高く、勤務年数も長い人は相当な金額となります。日系企業の場合、勤務年数が長ければ、給料も高いという傾向があるようです。

<例：上海市T社のAさんの場合>

入社日：1996年1月1日

退職日：2013年5月1日

勤務年数：17.5年

税前平均月賃金：50,000元

■2008年以前の経済補償金：600,000元

支払月数：12か月分

50,000元×12か月=600,000元

■2008年以降の経済補償金：77,418元

支払月数：5.5か月分

14,076元×5.5か月=77,418元

■Aさんの経済補償金総額：677,418元（約10,000,000円）

600,000元+77,418元=677,418元

当事務所が携わった案件に、18年経営していた日系中小企業があります。正社員100人と派遣社員150人程度の工場でしたが、経済補償金を試算してみたところ、概算で3億円となりました。これが1,000人規模の工場、間接スタッフが200~300人となると、相当な金額となります。

なお、上記部分はいくまでも法定経済補償金の部分です。多くの会社では清算に当たってスムーズに労務問題を解決するため、法定部分以外にある程度の上乗せの支払いをしています。これがいわば慣習となっています。上海市の相場では大体3か月分です。これ以上支払っている企業も相当数あります。この部分を予算として組み込まないと、労務問題を解決するために大変な労力と時間がかかりますことをくれぐれもご注意ください。

(2) 間接雇用の場合

直接雇用の場合では会社解散は労働契約終了の法定事由となっているため処理は比較的容易ですが、間接雇用の場合には、かなり複雑な問題になります。

非製造企業では、直接雇用ではなく、FESCO等派遣会社を通して従業員を採用している会社が少なくありません。これを我々は便宜上、間接雇用と呼んでいます。ここで気をつけていただきたいのは、これら社員は派遣社員といっても、日本の派遣社員とは少々異なるということです。このことを説明するため、派遣社員の歴史を簡単に説明します。以前、外国企業の駐在員事務所においては、中国で社員を直接雇用できない時代がありました。その時代には、社員を雇う場合は派遣会社を通して雇っていました。具体的な手続きとしては、まず社員と派遣会社が労働契約書（契約1）を締結し、その上で派遣会社と派遣先との間で労務派遣契約（契約2）を締結、その社員を派遣先へ派遣するというものです。ただし、その社員の採用から管理まで全て派遣先が行います。ある種の人事アウトソーシングともいえるでしょう。その後、駐在員事務所から現地法人に切り替えたあとも、派遣社員を使っている会社が多くあります。

派遣社員を使っている会社が清算をする場合、派遣先である会社が清算したとしても、派遣元となる派遣会社が解散したわけではないため、理論的には派遣社員は派遣元に戻るようになります。派遣会社と派遣先との間で締結されている労務派遣契約では、派遣先が派遣社員を派遣会社に返す場合、その社員が派遣会社と労働契約を解除するまで、または次の派遣先に派遣をされるまでの間の給料、社会保険等全ての費用を負担しなければならないと定めているのが一般的です。つまり、残りの労働契約期間の給料及び労働契約終了時の経済補償金を派遣先が全額負担しなければなりません。ただし、派遣会社と労働者との間の契約書では、社員が派遣会社に返され、次の派遣先が見つかるまでの間は最低賃金しか支払わないということになっています。従って、実務では一般的には派遣先の負担はその社員に支払われる最低賃金と社会保険料、並びに経済補償金となります。

現実的には派遣会社に戻り、最低賃金を受け取りつづける社員は多くありません。ただし、派遣先が自分との労働契約を終了することができず合意による契約解除しかできないことを逆手にとって、経済補償金の上乗せを要求することがよくあります。また、労災、妊娠・産休・哺乳期間といった特殊事情のある社員がいる場合、直接雇用の場合であれば特に問題ありませんが、間接雇用の場合は合意による契約解除しかできませんので、一般社員よりもさらに上乗せしないと合意による契約解除に同意しない場合があります。なお、会社の解散を申請する場合、多くの地方では、社員の処理案の提出を求めています。仮に社員との処理案の提出が求められなくとも、会社は早く処理したいと考えていることが一般的なので、上乗せの要求に応じることが多いようです。

5) 免税設備について

一部の会社では、関税の優遇を受けている可能性があります。これは製造業のみに関係があると思われるかもしれませんが、免税で設備を輸入している場合、その設備を自社で輸入した日から5年以上使用しなければなりません。5年以内に売却等の処分をした場合、関税を追納しなければなりません。

6) 税務登記抹消について

会社を清算する場合、手続的に最も問題になりがちなのが税務登記の抹消です。清算を行う場合、基本的に税務局による税務監査が入ります。一般的には過去3年間に渡って脱税・納税ミスといった問題がないかどうかをチェックします。問題があった場合、さらにさかのぼって調べることもよくあります。会社の清算には1年～3年かかるとよく言われますが、それはこの税務監査で問題が起こり、税務登記の抹消手続がうまく行かないことが多いためです。当事務所のあるクライアントは、会社を清算する際に税務監査で引っかかり、既に1年半が経過していますが、いまだに懸案となっています。

2. 清算を検討されている企業様へのアドバイス

会社の清算を検討するにあたっては、上記1)～6)までのポイントを確認し、費用試算を行い、清算を行うための詳細なプランを作成されることを強くお勧めします。これを可能にするためには、会社の歴史に詳しい社員がいないと難しいかもしれません。また、清算は大掛かりな作業となるため、1、2年前から準備されたほうがよいと考えます。経営年数が長く、社員の多い会社では、早い段階で新規採用の凍結等を実施し、徐々に縮小していくことも考えられます。また税務等についてはまず自社で一度チェックされることをお勧めします。

また、併せて清算以外の撤退方法も検討されることをお勧めします。撤退といえば、一般的に思いつくのは、会社を清算し、抹消登記を行うことです。しかし、広義の撤退は清算だけではありません。例えば、持分譲渡（上場企業の場合、株式譲渡）、事業譲渡、合併といった選択肢もあります。実際、今申し上げた持分譲渡といった選択肢は、手続及びリスクマネジメントという面ではいずれも清算よりも優れた選択肢といっても過言ではありません。その理由は明快で、清算以外の方法であれば基本的には会社が存続し、煩雑な手続が必要ないためです。例えば、持分譲渡の場合、日本のA社が100%出資した中国B社の持分のすべてをC社に譲渡した場合、B社は存続し、A社は事業からの撤退となります。新聞等で1円で子会社を他社に売却するということが報道されることがありますが、これは清算するよりも1円で売ったほうが採算が合うからでしょう。

以上の点を考慮した上で、最終的に清算を決定した場合には、以下のような手続きにより会社清算を行います。本稿では詳細は記載しませんが、ご参考までに会社清算の流れを記載いたします。

- ① 株主総会または董事会（取締役会）が解散に関する決議を可決する
- ② 審査認可機関から清算に関わる事前審査認可を取得する（※必要ない場合もあります）
- ③ 審査認可機関の認可が下りてから清算委員会を設置する
- ④ 債権者に債権の申告を通知し、かつ新聞で公告する
- ⑤ 清算委員会が清算案を作成し、株主総会または董事会（取締役会）に提出し、承認を得る
- ⑥ 合併会社の財産から、A 清算費用、B 従業員の賃金、C 税金、D 債務をそれぞれ弁済する
- ⑦ 清算委員会が清算報告書を作成し、董事会（取締役会）に提出して承認を得る
- ⑧ 清算委員会が清算報告書を審査認可機関に提出して認可を受け、「批准証書」を抹消する
- ⑨ 税関登記の抹消手続を行う

- ⑩ 税務登記の抹消手続を行う
- ⑪ 剰余金を合弁当事者に配分（外国へ送金）した上で、外貨登記抹消手続を行う
- ⑫ 営業許可書の登記抹消手続を行う

以 上

< 執筆者略歴 >

◆ **舒 雯 氏**

中国・華東政法学院卒
 東京大学大学院 修士課程修了（法学）
 森・濱田・松本法律事務所で約8年間執務を経て
 2011年より上海徳理法律事務所 日本業務部部长

◆ **全 永杰 氏**

東京大学 法学部卒
 政府機関・会社勤務を経て
 2011年より上海徳理法律事務所 日本業務部弁護士

上海徳理事務所(ダイヤモンドリーガル)は主に中国に進出されている日系企業に法律コンサルティングサービスを提供する事務所です。中国進出サポート、会社設立、合弁、商取引に関する各種契約書の作成支援、スキーム立案支援、労務人事、就業規則作成・見直し支援等を行っております。お問い合わせ等がございましたら、お気軽に下記連絡先までお寄せください。

お問い合わせ先

上海徳理法律事務所（ダイヤモンドリーガル）
 上海市浦東新区楊高南路 428 号自由世紀広場 3 号楼 6 C
 TEL: +86-(0)21-5020-3620 <http://www.diamondlegal.com>

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントに関する調査研究およびコンサルティングを行う専門会社です。中国進出企業さま向けのコンサルティング・セミナー等についてのお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

(株)インターリスク総研 コンサルティング第二部
 TEL:03-5296-8918 <http://www.irric.co.jp/>

瑛得管理諮詢(上海)は、中国 上海に設立されたMS & ADインシュアランスグループに属するリスクマネジメント会社であり、お客様の工場・倉庫等へのリスク調査や、BCP策定等の各種リスクコンサルティングサービスを提供させて頂いております。お問い合わせ・お申し込み等は、下記の弊社お問い合わせ先までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

瑛得管理諮詢(上海)有限公司 (日本語表記: インターリスク上海)
 上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号 恒生銀行大廈 14 楼 23 室
 TEL:+86-(0)21-6841-0611 (代表)

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本誌は、読者の方々および読者の方々が所属する組織のリスクマネジメントの取組みに役立ていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/ Copyright 株式会社インターリスク総研 2013